

「日の丸」「君が代」問題 学習資料

2016年2月
県教組 法制部

Q1. 卒業式や入学式に「日の丸」を掲げ、「君が代」を歌うのはなぜですか？

卒業式や入学式に「日の丸」を掲げ「君が代」を歌うことは、かつては、各学校が地域の意見なども参考に主体的に判断し、決めてきたことです。こうした独自性が認められなくなり、全国一律に「日の丸」の掲揚と「君が代」の斉唱が求められる契機となったのは、1989年2月10日付で全面改定された学習指導要領の登場でした。その後1999年8月9日、第145通常国会で、「国旗及び国歌に関する法律」が強行可決され、「国旗は、日章旗（日の丸）とする」「国歌は、君が代とする」ということが決まりました。国旗「日の丸」、国歌「君が代」の誕生です。以来、学校や官公庁はもとより、企業などにも「日の丸」の掲揚が求められる（強制される）ようになりました。

ただし「国旗及び国歌に関する法律」の審議の中では、政府自身が「法制化後もその取り扱いは従来と何ら変わるものではない」と答弁しており、法律になったことが学校現場への強制を意味するものではありません。

にもかかわらず、学習指導要領には、「学校行事」の項で「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記載されており、このことを根拠に、卒業式や入学式において「日の丸」を掲揚し「君が代」を歌うよう求められるようになったのです。

Q2. 子どもたちに「君が代」を歌わせないといけないのですか？

学習指導要領に、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記載されていることは前述の通りです。県教委は、交渉における私たちの「憲法に反する『日の丸』『君が代』の学校行事への押しつけ、強制をしないこと。行事に際しては、教職員・児童生徒・保護者・地域住民の思想・良心の自由を尊重すること」という要求に対して、「学習指導要領の趣旨を踏まえて指導していく」と回答しています（2015年9月18日独自回答交渉回答書）。

それでは、学校での対応はどうすればいいのでしょうか。

学習指導要領に示された「指導するものとする」の中身には、二つのことがあります。一つは行事などで「日の丸」に礼をするなど、尊重する姿勢を示させることと「君が代」を斉唱させることです。そしてもう一つは、「日の丸」「君が代」の歴史や意味を事実に基づいて教えることです。

尊重するしない、斉唱するしないという判断を子どもたちに押しつけることはできません。一方、歴史や意味を正確に教えた上で、自ら考えさせることはとても大切なことです。そしてそのことは、次代を担う子どもたちに主権者としての考え方を育てることにもつながります。

また、式の中で子どもたちにピアノ伴奏をさせるケースがありますが、「君が代」については思想、良心に関わる内容をふくむため、子どもたちに伴奏させるのは適切ではありません。

Q 3. 教職員が「君が代」を歌わないと、罰せられるのですか？

学校教育法に基づき学習指導要領がつくられています、「日の丸」「君が代」の学校での強制の根拠として文科省は学習指導要領をあげてきました。

学校教育法は、「教育の目的」「教育の目標」「教科に関する事項」等について、文部科学大臣に権限を与えています。この規定をさらに細かくしたものに学校教育法施行規則（文科省令）があり、「教育課程については学習指導要領によるものとする」と書いてあります。この条項を受けて、文科省の告示という位置づけで学習指導要領が出されています。これをもって「(学習指導要領には) 法的拘束力がある」と文科省は主張し、行政指導を行っています。

しかし、学校教育法も学習指導要領も、上位法である憲法からの逸脱は許されるものではありません。特に「日の丸」「君が代」は国民の意見が分かれる問題です。憲法 19 条が保障する思想、良心の自由と照らし合わせても、また教員の「政治的中立性」からしても、教育内容について政府や特定政党の見解のみを一方向的に教えることが強制されるようなことがあってはならないと考えます。

中には東京都や大阪府のように、「日の丸」を掲げ、「君が代」を歌うことを都や府が条例で決めて学校現場に押しつけている状況もあり、従わなかった教職員を処分している例もありますが、これらに対して、一連の最高裁判決は、起立斉唱が「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認め、「戒告」処分は認めたものの、減給処分・停職処分を取り消しました。これらの最高裁判決は、教育行政による硬直的な処分に対して反省と改善を求めているといえます。

最高裁、東京高裁、東京地裁で確定した処分取り消しの総数は、65 件・55 名に上ります。東京都教委が、最高裁・東京高裁・東京地裁で「違法」とされた処分を行ったことは、教育行政として重大な責任が問われる行為です。

長野県教委は、「(「日の丸」「君が代」の) 法制化を法律で決めただけのもの。以前から指導要領の規定があるから従来と変わらない。」「職務命令を出すようなことはしない。」と言っています(1999 年 9 月 4 日 県教組交渉で矢島教育長発言)。教育現場において校長が権力的に職務命令を出すこと自体「校長」たる資質を問われることです。しかし、もし万が一、「君が代」を歌うように職務命令を出されたら、県教委の方針とも異なっていることを示し撤回を迫りましょう。それでも撤回がなされない場合は、その職務命令の内容を正確に確認の上記録し、支部や県教組本部に連絡をとりましょう。

Q 4. 「日の丸」を快く思わない人たちがいるのはなぜですか？

「日の丸」「君が代」は侵略戦争と不可分のものでした。戦前の日本は、外国、とりわけアジア諸国に対して侵略戦争を続けてきましたが、占領した地にまっ先に掲げられたのが「日の丸」でした。侵略されたアジアの人々の心の中には、「日の丸」「君が代」は、侵略戦争のシンボルとして消し去ることのできない記憶となって残っていきます。

また、日本国内の学校でも、侵略戦争が拡大するにつれて、天皇のために死ぬことを名誉とする軍国主義教育が浸透していきました。儀式教育が盛んに行われ、儀式のたびに、「日の丸」が掲げられ、「君が代」を歌わせられてきました。日本国民の中にも戦争で肉親や恋人を奪われた人も多く、「日の丸」「君が代」に対して複雑な感情が存在しています。

戦前、戦中を通して、侵略のシンボルとして使われた「日の丸」や「君が代」を、私たちは安易に肯定的に扱うべきではないと考えています。

